

令和元年度 松江地域保健医療対策会議(全体会)

日時：令和2年1月31日（金）

13:30～15:30

会場：松江合同庁舎 601会議室

開会あいさつ

[議題]

1. 島根県保健医療計画（松江圏域編）について

（1）計画の進捗状況について

資料1

（2）「医師確保計画」及び「外来医療計画」について

資料2-1～4

（3）地域医療拠点病院の指定について

資料3-1～3

2. 松江構想区域地域医療構想について

資料4-1～3

（1）病床機能報告について

（2）地域医療構想における具体的対応方針の再検証について

（3）その他

閉会あいさつ

令和元年度 松江地域保健医療対策会議出席者名簿

委員任期:平成31(2019)年4月1日～令和3(2021)年3月31日

分野	役職	役職名	氏名	備考
行政	松江市健康部	部長	小塚 豊	オブザーバー:保健福祉課 主幹 岸本和之
	安来市健康福祉部	部長	太田 清美	
救急	松江市消防本部	消防長	金村 保正	○新委員
	安来市消防本部	消防長	長谷川 広	
医師会	松江市医師会	会長	泉 明夫	
	安来市医師会	会長	杉原 整	代理:事務長 竹内庄二
歯科医師会	松江市歯科医師会	会長	野坂 裕	
	安来市歯科医師会	会長	高橋 健	
薬剤師会	松江市薬剤師会	会長	秦 浩司	
	島根県薬剤師会安来支部	副支部長	林原 正和	
病院	松江赤十字病院	院長	大居 慎治	オブザーバー:事務部長 杉原雅行 経営企画課長 真鶴勝樹
	松江市立病院	院長	紀川 純三	
	安来市立病院	院長	水澤 清昭	
	松江青葉病院	院長	妹尾 晴夫	オブザーバー:事務部長 小谷正人 総務係長 石本和之
看護協会	島根県看護協会松江支部	支部長	南 喜代美	○新委員
保険者協議会	全国健康保険協会島根支部	支部長	大塚 正明	
	山陰合同銀行健保組合	常務理事	山坂 良平	
	島根県国民健康保険団体連合会	常務理事	大矢 敬子	(欠席)
関係団体	松江圏域健康長寿しまね推進会議	会長	坂本 和子	(欠席)
住民代表	やすぎ地域家族会	会長	川合 美和子	(欠席)
関係団体 住民代表	島根県食品衛生協会松江支所	支所長	藤井 祥一	
	安来市連合婦人会	会長	石井 末子	
	松江市高齢者クラブ連合会	会長	安達 伸次	
独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	院長	中島 健二	副院長 井岸 正 経営企画室長 桑本貴幸	
独立行政法人地域医療機能推進機構 玉造病院	院長	池田 登	事務部長 中野 良文	
日立記念病院	院長	山本 哲夫	事務部長 福井 健二 オブザーバー:医療法人同愛会博愛病院 理事長 石部裕一 事務部長 落合重徳	
島根県医療政策課	課長	山崎 一幸		
	主幹	常松 基子		
事務局	松江市・島根県共同設置 松江保健所	所長	竹内 俊介	
		副所長	福島 稔	
		総務保健部長	樋野 正治	
		環境衛生部長	坂口 良則	
		企画幹	青木 典子	
		心の健康支援課長	富村 桂子	
		健康増進課長	峯 彰子	
		衛生指導課長	長谷川 利寿	
		医事・難病支援課長	小室 俊子	
		難病・結核係長	陰山 志保	
		医事係長	古藤 順子	
		主任	野津 孝志	

松江地域保健医療対策会議と松江構想区域地域医療構想調整会議について

○松江地域保健医療対策会議は、「圏域における保健医療計画の策定並びに進行管理及び保健医療に関する諸課題を検討し、圏域における保健医療の充実を図る」ことを目的に設置

○地域医療構想調整会議は、医療法第30条の14第1項に定める協議の場として設置

- ・医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議

○島根県地域医療構想調整会議設置要綱第2条第2項により、「保健所長は、別の名称の会議について、地域医療構想調整会議と位置づけることができる。」とされ、保健医療対策会議は地域医療構想調整会議に位置づけ

- ・地域医療構想調整会議は、全体会議、関係者会議及び個別調整会議の3つの種別に区分し、会議の種別ごとに基本の議事が定められ、それ以外の議事の協議や別の種別の会議で協議することは妨げないとされている。(各会議の主な議事は下図を参照)
- ・松江地域保健医療対策会議設置要綱第6条に基づき設置している「医療・介護連携部会」は、関係者会議に位置づけ

○昨年10月に島根県地域医療構想調整会議設置要綱の改正が行われ、関係者会議の協議事項に「外来医療提供体制の確保に関する協議」が追加となった。

- ・松江構想区域は外来医師多数区域であるため、令和2年度から調整会議で新規開業者の届出に記載された「地域で不足する外来医療機能を担うこと」への合意状況の確認も行う
- ・新規開業者に合意する意思表示がない場合は、臨時に協議の場を開催
- ・協議の結果は公表することとなる 協議は持ち回りや新規開業者に意見書提出など簡素化は可

○地域医療構想調整会議については、厚生労働省地域医療計画課長通知(平成30年2月)により「会議資料、議事録はできる限りホームページ等を通して速やかに公表する。」とされている。

地域医療構想に関する検討体制



